

原子力施設等におけるピックス  
 (令和5年4月17日～4月23日)

令和5年4月25日  
 原子力規制庁

○令和5年4月17日～4月23日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和5年4月17日～4月23日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
4月20日	関西電力株式会社	美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所	美浜発電所3号機、高浜発電所1、3及び4号機、大飯発電所3、4号機の運転上の制限からの逸脱について	LCO逸脱(20日14:05)
4月20日	四国電力株式会社	伊方発電所	伊方発電所3号機の運転上の制限の逸脱について	LCO逸脱(20日16:10)
4月22日	関西電力株式会社	高浜発電所	高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について	LCO逸脱(22日11:10)

<参考> 海外の原子力施設におけるピックス 該当なし

<その他> 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 核物質防護に関する不適合情報(4月13日発表)

(別紙1)関西電力株式会社からの報告の概要

(別紙2)四国電力株式会社からの報告の概要

(別紙3)関西電力株式会社からの報告の概要

(別紙4)東京電力ホールディングス株式会社の公表資料

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [原子力施設別表示](#)

[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [関西電力\(株\)から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2023年4月20日

## 関西電力(株)から美浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和5年4月20日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、美浜発電所3号機の運転上の制限<sup>(注)</sup>からの逸脱について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

### 関係資料

 [原子力発電所の運転上の制限の逸脱について【PDF：1.3MB】](#)

### 関係ページ

[関西電力株式会社](#) [美浜発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁  
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 統括監視指導官 村田  
担当：小野、高木

電話（直通） 03-5114-2262 電話（代表） 03-3581-3352

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [原子力施設別表示](#)

[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [関西電力株式会社](#) [高浜発電所](#) [関西電力\(株\)から高浜発電所1、3、4号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2023年4月20日

## 関西電力(株)から高浜発電所1、3、4号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和5年4月20日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、高浜発電所1、3、4号機の運転上の制限(注)からの逸脱について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

### 関係資料

 [原子力発電所の運転上の制限の逸脱について【PDF：1.3MB】](#)

### 関係ページ

[関西電力株式会社](#) [高浜発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁  
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 統括監視指導官 村田  
担当：小野、高木

電話(直通) 03-5114-2262 電話(代表) 03-3581-3352

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [原子力施設別表示](#)

[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [関西電力株式会社](#) [大飯発電所](#) [関西電力\(株\)から大飯発電所3、4号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2023年4月20日

## 関西電力(株)から大飯発電所3、4号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和5年4月20日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、大飯発電所3、4号機の運転上の制限(注)からの逸脱について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器(ポンプ等)の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

### 関係資料

 [原子力発電所の運転上の制限の逸脱について【PDF：1.3MB】](#) 

### 関係ページ

[関西電力株式会社](#) [大飯発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁  
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 統括監視指導官 村田  
担当：小野、高木

電話(直通) 03-5114-2262 電話(代表) 03-3581-3352

## 当社原子力発電所の運転上の制限の逸脱について

2023年4月20日

関西電力株式会社

美浜発電所3号機（定格熱出力一定運転中）、高浜発電所1号機（定期検査中）、高浜発電所3、4号機（定格熱出力一定運転中）、大飯発電所3、4号機（定格熱出力一定運転中）において、通信事業者の衛星通信回線不具合により、衛星電話（携帯）が使用できなくなりました。

このため、美浜発電所3号機、高浜発電所1、3および4号機、大飯発電所3、4号機は、本日14時05分に保安規定の運転上の制限<sup>\*</sup>を満足していない状態にあると判断しました。

保安規定の運転上の制限を満足していない期間は、他の通信連絡設備等で代替が可能であり、各発電所の運営に問題はありません。

なお、本事象による環境への放射能の影響はありません。

※運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要となる。ただし、本事象は、当社以外の事業者が保有する設備の故障等により運転上の制限を逸脱していることから、予め定められた時間内に措置を行うという要求は除外される。

以 上

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

現在位置

トップページ 法令・手続・文書 規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書 規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書 原子力施設別表示

原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書 四国電力株式会社 伊方発電所 四国電力(株)から伊方発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会

掲載日：2023年4月20日

## 四国電力(株)から伊方発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和5年4月20日に四国電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、伊方発電所3号機の運転上の制限<sup>(注)</sup>からの逸脱について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

### 関係資料

[伊方発電所3号機の運転上の制限の逸脱について【PDF：999KB】](#)

### 関係ページ

[四国電力株式会社](#) [伊方発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁  
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 統括監視指導官 村田  
担当：小野、高木

電話（直通） 03-5114-2262 電話（代表） 03-3581-3352

令和5年4月20日  
四国電力株式会社

**伊方発電所3号機 通信障害に伴う衛星電話の一部使用不能による  
運転上の制限の逸脱について**

第16回定期検査中の伊方発電所3号機（定格電気出力89万キロワット）において、本日16時10分、通信事業者における通信障害の影響により、衛星電話の一部が使用不能となっていることを確認しました。

これにより、同時刻に、原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限<sup>※</sup>から逸脱したと判断しました。

使用不能な衛星電話は4台であり、他の衛星電話や通信機器は問題なく使用できております。

その後、代替措置として18時00分に伊方発電所内に保有する予備の衛星電話4台を配備しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。

※保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数等を「運転上の制限」として定めており、衛星電話設備は、合計12台が動作可能であることを求めている。

以上

緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

現在位置

[トップページ](#) [法令・手続・文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等の文書](#) [規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [原子力施設別表示](#)

[原子力発電所の規制法令及び通達に基づく申請・届出・許認可等文書](#) [関西電力株式会社](#) [高浜発電所](#) [関西電力\(株\)から高浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理](#)

原子力規制委員会

掲載日：2023年4月24日

## 関西電力(株)から高浜発電所3号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

原子力規制委員会は、令和5年4月22日に関西電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、美浜発電所3号機の運転上の制限<sup>(注)</sup>からの逸脱について報告を受けました。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

### 関係資料

[高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について【PDF：263KB】](#)

### 関係ページ

[関西電力株式会社](#) [高浜発電所](#) [規制法令及び通達に係る文書](#)

お問い合わせ先

原子力規制庁  
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 統括監視指導官 村田  
担当：小野、高木

電話（直通） 03-5114-2262 電話（代表） 03-3581-3352

## 高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について

2023年4月22日

関西電力株式会社

高浜発電所3号機（定格熱出力一定運転中）において、本日10時32分、「シグナルセレクトACH除外<sup>※1</sup>」の警報が発信しました。

関連パラメータを確認したところ、4系統あるC蒸気発生器水位計のうち、ATWS緩和設備<sup>※2</sup>に使用している1系統の指示値が低下していることを確認しました。

このため、11時10分に保安規定の運転上の制限<sup>※3</sup>を満足していない状態にあると判断しました。

本件による環境への放射能の影響はありません。

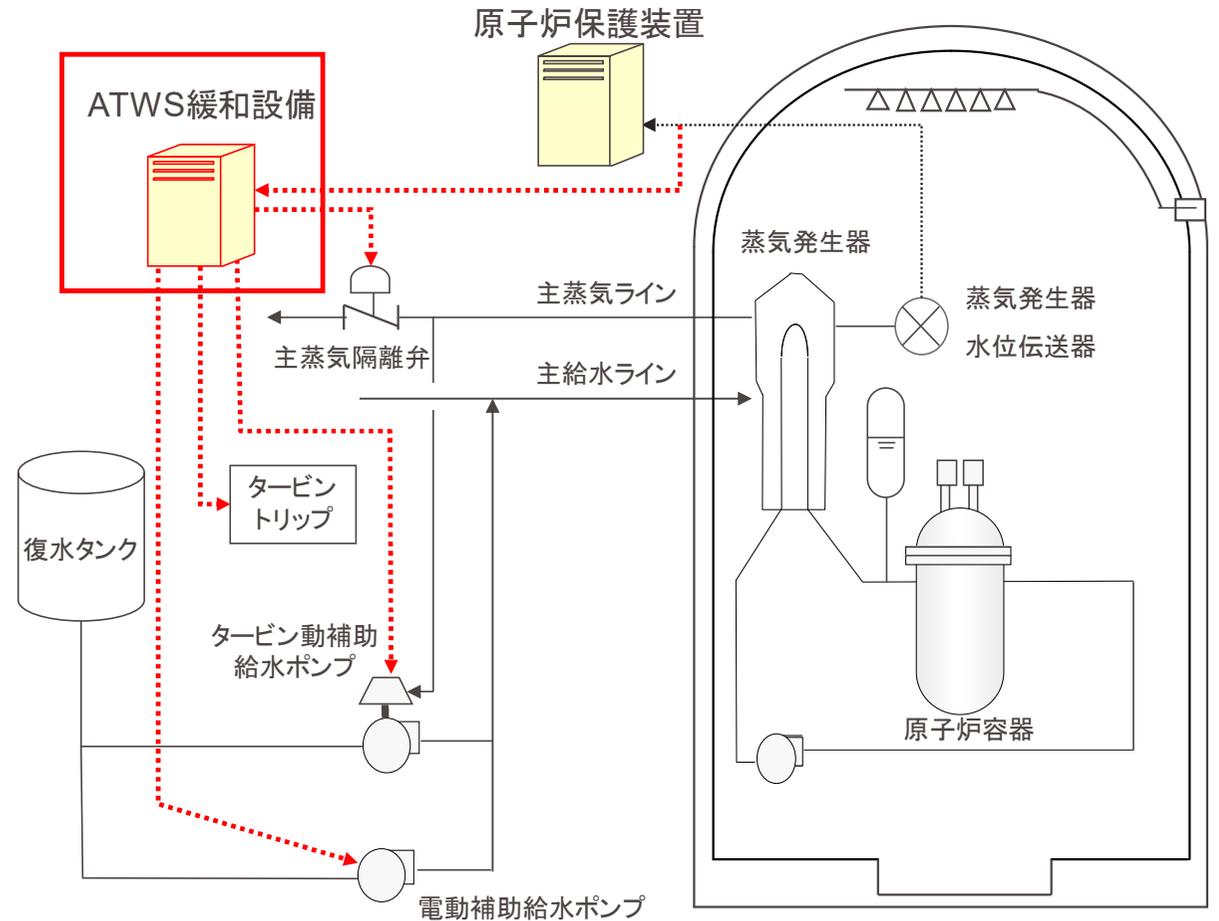
- ※1 正常なチャンネルのデータを相互比較し、他の正常なチャンネルから一定値以上離れた場合、当該チャンネルを異常として除外する。
- ※2 異常な過度変化時において、原子炉トリップに失敗した場合に原子炉を未臨界にする設備。
- ※3 運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要となる。

以上

### ATWS緩和設備

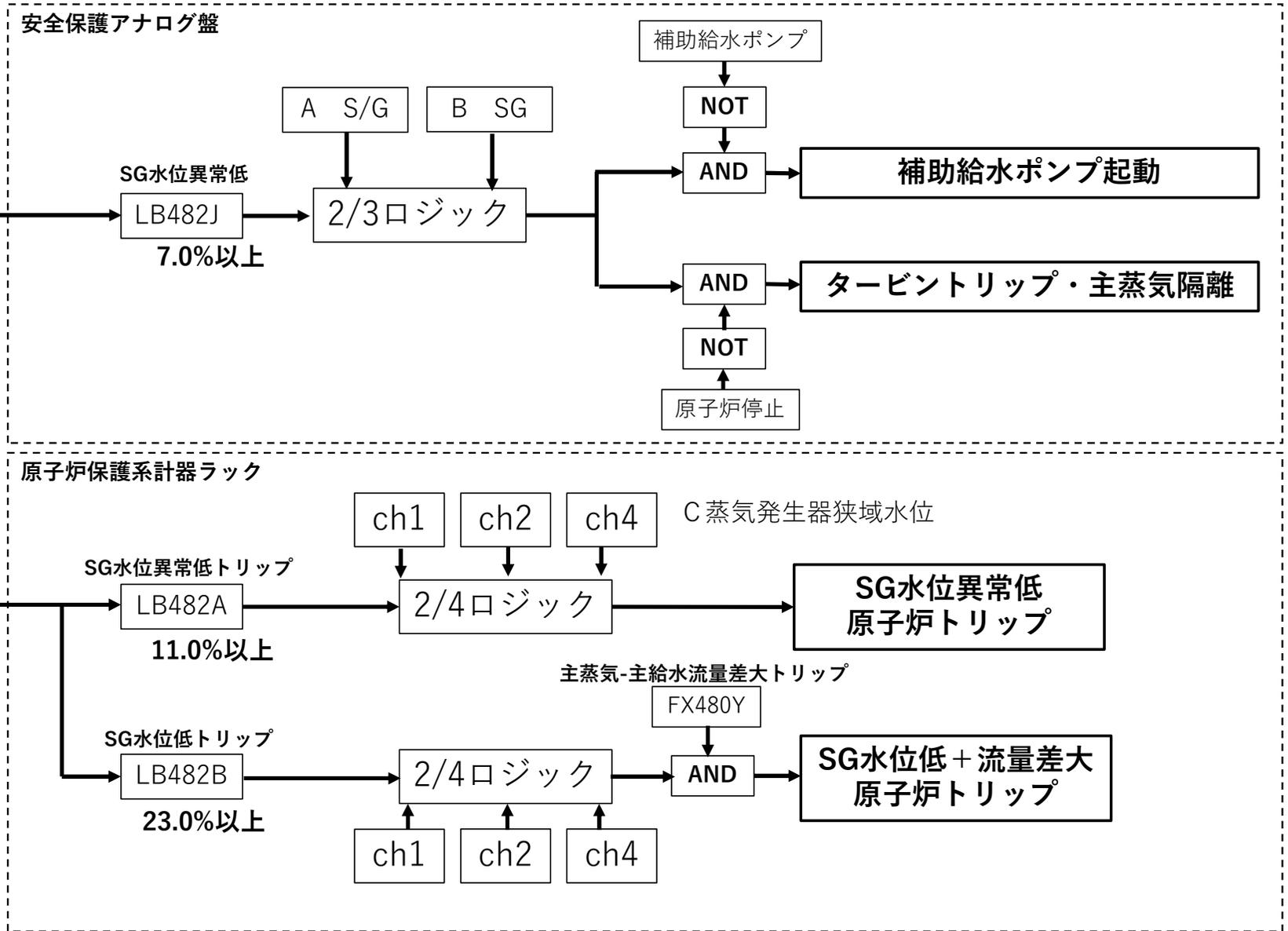
運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合または発生した場合において、原子炉を未臨界に移行するための設備(ATWS※緩和設備)

具体的には、原子炉を緊急停止できない状態において、原子炉を未臨界に移行するための設備として、主蒸気隔離信号、タービントリップ信号、タービン動補助給水ポンプ起動信号、電動補助給水ポンプ起動信号の発信機能を有した設備である。



※ : ATWS : Anticipated Transient Without Scram (スクラム失敗事象)

C 蒸気発生器狭域水位 (CH3)



東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所

**核物質防護に関する不適合情報**

2023年4月11日(火)にパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。  
 ※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

[https://www.tepco.co.jp/niigata\\_hq/data/pp/pdf/policy.pdf](https://www.tepco.co.jp/niigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf)

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 0件

3. 公表区分Ⅲ 2件

NO.	不適合事象	発見日	備考
1	防護区域境界の点検で、見張人が未許可のスマートフォンを発見した。周辺防護区域境界での点検では、入域する当社社員による手荷物者の開被が十分に行われず見落とされたもの。 対策として、検査手順を一部見直すとともに、所員並びに協力企業の作業員に不要な物品を持ち込まないこと、及び持ち込み物品の事前確認を徹底することを周知した。	2023/1/19	
2	監視カメラの映像が映らないことを確認した。 調査の結果、他の作業において当該カメラの信号ケーブルを誤って引き抜いていたことから、速やかに接続を戻し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。	2023/02/09	

4. 公表区分その他 1件

NO.	不適合事象	発見日	備考
1	関係機関との試験連絡については、定期的な実施が要求されている。 これに対し、核物質防護に係る監視所からの試験連絡が一部実施されていなかったことから、今般、運用を新たに定めて試験連絡を実施するよう改めた。	2023/02/01	

## 核物質防護に関わる公表基準

2021年9月22日  
東京電力ホールディングス株式会社

公表区分	事象の内容（例示）	公表の扱い
I	<b>核物質防護上の問題がある事案</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護規定に違反する事象 （原子力規制検査指摘事項の評価「白」以上/自己評価「白」以上の事象）</li> <li>核物質防護に係る秘密情報の外部への流出</li> <li>核物質防護に係る設備の大規模な機能不全</li> </ul>	原子力規制委員会による評価受領後のタイミングなど、防護措置の脆弱性解消の確認を得た後、プレスリリース等によりお知らせ
II	<b>核物質防護上の影響がある事案</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護規定に違反する事象 （原子力規制検査指摘事項の評価「緑」相当/自己評価「緑」相当の事象）</li> <li>核物質防護に係る管理情報の外部への流出</li> <li>核物質防護に係る設備の中規模な機能不全</li> </ul>	同上
III	<b>核物質防護上の軽微な影響がある事案</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護に係る秘密情報・管理情報の所在不明 （外部流出はないが、誤廃棄した場合）</li> <li>核物質防護に係る設備の小規模な機能不全</li> </ul>	防護措置の脆弱性解消を確認後、当社HPで適宜公開
その他	<b>核物質防護に係る上記以外の不適合事象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視設備等に係る監視上の影響がない軽微な不具合</li> <li>入構証・IDカード等の紛失</li> </ul>	同上

※ 核物質防護措置の脆弱性が公にならない記載のみ抜粋